

公立陶生病院院内保育所運営業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 業務の概要

- (1) 業務名
公立陶生病院院内保育所運営業務委託
- (2) 業務内容
別紙「公立陶生病院院内保育所運営業務委託仕様書」による。
- (3) 委託期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（36か月）
- (4) 契約予定日
令和4年2月上旬
- (5) 履行準備（引継）期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (6) 事業費提案上限額
本業務の事業費総額は、金162,360,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）を上限とする。
※地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定に基づく「債務負担行為」とする。
- (7) 業務場所
愛知県瀬戸市小金町10番地（公立陶生病院院内保育所ひまわり内）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2・3年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）において、令和3年12月1日時点で保育に係る業務が掲載されている者であること。
- (3) 公告日から優先交渉者選定までの間において、公立陶生病院組合又は瀬戸市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 瀬戸市から「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) 次のいずれにも該当する認可保育施設又は認可外保育施設の運営実績が3年以上あること。
 - ア 夜間保育を伴う施設であること。
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく、児童福祉施設最低基準に規定する認可保育所と同等又はそれ以上の人員配置を保育士の有資格者で運営する施設であること。
- (8) 夜間保育を行う体制が整っていること。

- 3 担当部署** 担当部署及び問い合わせ先
〒489-8642 瀬戸市西追分町 160 番地
公立陶生病院 事務局管理部総務課庶務係 担当遠山
電 話 0561-82-5101 (内線 5312) F A X 0561-82-9139
メールアドレス : shomu@tosei.or.jp

4 プロポーザル参加資格確認申請

- (1) 提出書類
プロポーザル参加資格確認申請書 (様式 1)
※公立陶生病院ホームページからダウンロードすること。
公立陶生病院ホームページ <https://www.tosei.or.jp/>
- (2) 添付書類
ア 会社概要
イ 登記事項証明書
ウ 直近から過去 3 年間の決算書 (財務諸表、貸借対照表を含む。)
エ 保育賠償責任保険等の加入内容が分かる書類
オ 個人情報保護対策に係る外部認証が分かる書類
カ 認可保育施設又は認可外保育施設の運営実績を証する書類 (契約書の写し等)
キ 夜間保育を行う体制が整っていることを証する書類
- (3) 提出部数
各 1 部 ※提出書類は A 4 サイズの縦長
- (4) 提出場所
「3 担当部署」と同じ
- (5) 提出方法及び提出期間
持参 令和 3 年 12 月 1 日 (水) から 12 月 17 日 (金) までの土、日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
郵送 令和 3 年 12 月 1 日 (水) から 12 月 17 日 (金) 午後 5 時までに(4)提出場所へ必着のこと (書留郵便に限る。)
- (6) プロポーザル参加資格確認申請書を提出した者のうち、資格を有すると認められた者を提案者と認め、その結果を通知するものとする。
※令和 3 年 12 月 23 日 (木) 発送予定

5 提案書の提出方法等

- 提案者として認められた者でプロポーザル参加を希望する者は、提案書を次のとおり提出することができる。
- (1) 提出部数
正本 1 部 副本 5 部
- (2) 提出場所

「3 担当部署」と同じ

(3) 提出方法及び提出期間

持参 令和3年12月27日(月)から令和4年1月19日(水)までの土、日曜日、祝日及び令和3年12月29日(水)から令和4年1月3日(月)までを除く午前9時から午後5時まで

郵送 令和3年12月27日(月)から令和4年1月19日(水)午後5時までに(2)提出場所へ必着のこと(書留郵便に限る。)

(4) 提案内容及び参考見積書

提案項目は以下のとおりとする。なお、提案書は、公立陶生病院院内保育所運營業務委託仕様書に基づき作成すること。

項目	主な提案項目
1. 会社概要、運営状況	①名称、代表者名 ②業務内容 ③経営状況 ④当該業務の実績
2. 運営・基本方針	保育所運営に当たっての保育理念、運営方針
3. 保育内容、運用体制	①保育計画、保育内容 ・日、週、月、年間等のプログラム、行事計画、内容等 ・子どもの発育状況等実情に即した計画、内容であるか ②延長保育、夜間保育への対応 ・子どもが安心して過ごすことができる体制であるか ③障がいのある子どもへの対応
4. 職員の確保、配置、教育	①保育職員配置、サポート体制 ・当院の求める保育体制、保育内容が実施可能な体制であるか ・保育職員の採用・確保計画 ・保育職員の離職等での減や利用者増に対するサポート体制 ②保育職員の資質向上 ・教育、研修計画、保育の質向上への取組
5. 給食等の提供	給食、おやつの調達、提供方法 ・給食、おやつの調達、提供方法(離乳食、アレルギー食への個別対応、衛生管理等を含む) ・食育に対する考え方、取組
6. 安全、衛生、健康管理	①健康管理、衛生管理、安全管理 ・子どもや保育職員の日々の健康管理 ・遊具、保育施設内の衛生管理(清掃、点検等) ・危険箇所等の点検 ②緊急時(事故、事件、災害等発生時)対応 ・連絡体制の整備 ・対応マニュアルの整備

	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に訓練を実施する体制であるか ③感染対策 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども、保育職員の感染対策 ④保育職員の身だしなみ <ul style="list-style-type: none"> ・清潔感が保たれているか ・ユニフォーム・エプロンは清潔が保たれているか
7. 保護者との連絡体制、意見の反映	保護者との連絡、連携体制 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会等の意見交換できる場の提供 ・クレーム、意見、要望等への対応方法、取組 ・保護者が相談しやすい環境の整備 ・個人情報保護の取組
8. 当院との連携体制	当院との協議・連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> ・保育業務を円滑に進めるための協議、連絡体制 ・保育日報等の整備
9. その他の提案	その他の提案（アピールポイント） <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に定める基準以上の保育サービスの提供、経費節減対策、創意工夫ある提案がなされているか等
10. 指定見積書	「指定見積表を参照」

(5) その他

- ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された書類は、返却しない。
- ウ 提案は原則文書によるものとし、文書を補完するために必要な図面、写真、イラスト等は使用可能とする。
- エ 提出書類はA4サイズ（様式自由）にて提出し、カラー印刷可（裏表印刷不可）とする。
- オ 提案について、ポイントを押さえ、簡潔明瞭に記載すること。
- カ 指定見積書は、見積積算条件設定書に基づき3年間の総額を記載すること。

6 質問受付

本プロポーザルに係る本実施要項及び仕様書に関する質問は、質問書（様式2）により提出すること。

※公立陶生病院ホームページからダウンロードすること。

公立陶生病院ホームページ <https://www.tosei.or.jp/>

(1) 提出期間

参加資格確認申請に関すること：令和3年12月1日（水）から12月13日（月）午後5時まで

提案に関すること：令和3年12月23日（木）から12月28日（火）午後5時まで

(2) 提出場所

「3 担当部署」と同じ

(3) 提出方法

持参（土及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）又は電子メールにて提出すること。なお、電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて(2)提出場所へ到達確認を行うこと。

(4) 質問の回答

参加資格確認申請に関すること：随時、公立陶生病院ホームページにて回答する。

提案に関すること：電子メールにより令和4年1月7日（金）までに提案者として認められた者全員に回答する。

7 選定方法等

- (1) 審査は「公立陶生病院院内保育所運営業務委託公募型プロポーザル評価委員会」が評価基準に基づいて審査し、最も優れている提案者を優先交渉者とする。
- (2) 審査方法は提出された提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し決定する。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング
 - ア プレゼンテーション及びヒアリングは、1月中旬に行うものとし、日程、場所等の必要事項については提案者に別途通知するものとする。
 - イ プレゼンテーション及びヒアリングは30分程度（15分のプレゼンテーション、その後ヒアリング）とする。
 - ウ 出席者は4名以内とする。
 - エ パソコンを使用する場合は、パソコン及びプロジェクターは各自で準備すること。
- (4) 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- (5) 審査結果は後日、各提案者に文書をもって通知する。
- (6) 優先交渉者と契約締結にやむを得ない理由により契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たに交渉者として手続きを行うものとする。
- (7) 提案者のいずれもが病院側が求める最低基準に達していないと判断されるときは、優先交渉者を決定しない場合がある。

8 無効となる提案等

次に該当する提案は無効とする。

- (1) 本要項に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 提案書等の作成及び提出に関する条件を違反した提案
- (4) 評価の公平性に影響をあたえる行為をした者の提案

9 その他

- (1) 選定された優先交渉者は、公立陶生病院組合管理者との間に委託契約を締結することとする。
なお、契約金額については、選定された事業者と別途協議のうえ、決定する。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定するが、協議の上で仕様書の内容を変更する場合がある。

- (3) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 本要項に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、公立陶生病院組合契約規則等の定めによる。
- (5) 参加資格確認申請書を提出後に参加を辞退する場合は、令和4年1月19日（水）午後5時までに辞退届（様式3）を提出（土、日曜日、祝日及び令和3年12月29日（水）から令和4年1月3日（月）までを除く午前9時から午後5時まで）すること。